○愛西市民間木造住宅除却工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅の所有者が行う除却工事に要する費用の一部について、愛西市補助金等交付規則(平成17年愛西市規則第29号)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

- ア 愛西市内にある木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建てに限り、長屋、併用住宅、共同住宅及び国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)
- イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- ウ 階数は2階建て以下のものであること。
- (2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 愛西市が実施する無料耐震診断
- イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断
- (3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- イ (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」 の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 除却工事

地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する、旧基準木造住 宅の部分を全て除却する工事をいう。

(補助の対象建物)

- 第3条 補助の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。
 - (1) 第2条第2号アに規定する診断において判定値が1.0未満、又は同号イに規定する診断において得点が80点未満であるもの。
 - (2) 次の補助金の交付を受けていないもの。
 - 愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金
 - ・愛西市耐震シェルター等設置費補助金

(補助の対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満た す者で、次条に規定する補助対象工事を行うものとする。
 - (1) 補助対象建物の所有者又は2親等以内の親族であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (3) 市県民税及び固定資産税を滞納していない者であること。

(補助の対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、第3条に規定する補助の対象建物を除却、 運搬、処分する除却工事とする。ただし、床面積が80㎡以上の建物を除 却する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12 年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するも のに限る。 (補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、前条に規定する工事に要する費用の23%に相当する額又は20万円のいずれか少ない額とする。
- 2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 除却工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書 類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 木造住宅除却工事費補助事業計画書(様式第2)
 - (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
 - (3) 案内図
 - (4) 工事見積書(除却工事業者の記名、押印のあるもの)
 - (5) 対象建物の写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の 上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書 (様式第3)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、 必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助事業の変更及び通知)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、補助金交付変更承認申請書(様式第4)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
 - ア 第7条第1項第1号、第4号に掲げる書類
 - イ その他、市長が必要と認める書類
- (2) 申請者の変更
 - ア 補助金の交付決定を受けた申請者との続柄がわかる書類
 - イ その他、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適 当と認めたときは、補助金交付変更承認通知書(様式第5)により、申請 者に通知するものとする。

(工事の着手)

第10条 補助対象工事の契約及び着手は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

(工事の中止)

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、工事を中止しようと する場合は、工事中止(廃止)届(様式第6)を市長に提出しなければな らない。

(工事の完了報告)

- 第12条 申請者は、対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了実績報告書(様式第7)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 除却工事請負契約書の写し
 - (2) 除却工事費請求書又は領収書の写し(除却工事業者の作成したものに限る。)
 - (3) 写真(着手前、工事中及び完了時が確認できるもの)
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第14条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定 による通知を受けた後、速やかに補助金支払請求書(様式第9)を市長に 提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の 全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの 要綱に違反したとき。
 - (3) 第12条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。 (書類の保管)
- 第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年 度終了後5年間保管しなければならない。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。